公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業推進員要綱

平成5年4月1日 要綱 第 1号

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業委員会 (以下「委員会」という。)設置規程第6条第2項に基づいて、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業推進員(以下「推進員」という。)の取り扱いを定めることを目的とする。

(選任)

- 第2条 推進員は、会員の中から理事長が選任する。
 - 2 推進員は、11名以内とする。

(職務)

- 第3条 推進員は、次の各号に掲げる事項について、委員会と連携して管理し、推進するものとする。
 - (1) 会員の就業における事故防止のための措置に関すること。
 - (2) 会員の健康及び安全・適正就業のための教育に関すること。
 - (3) その他、会員の健康と安全・適正就業に関すること。
 - 2 推進員は、常に職務を遂行するに必要な知識の習得に努めるため、研修会等に参加するものとする。
 - 3 推進員は、安全・適正就業管理のうえで特に必要のあるときは、委員会に出席し、意見を上申するものとする。

(任期)

- 第4条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 推進員が欠けた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。 (安全・適正就業委員会との関係)
- 第5条 推進員は、第3に掲げる職務を遂行するにあたっては、委員会で検討された実施計画に沿って実施しなければならない。

(巡回指導)

第6条 推進員は、第3条の職務を遂行するため、必要に応じ会員の就業現場の巡回指導

を実施し、安全・適正就業の指導、点検に努めなければならない。

(報告)

第7条 推進員は、活動状況について、委員会の委員長に対しその状況を報告しなければならない。

(事務局との連携)

第8条 推進員は、事務局と連携し、会員の健康と就業の安全・適正就業の確保に努めるとともに、必要に応じてその対策等について事務局に意見を述べるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員の運営に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。